

医療保険制度の概要

(平成23年6月現在)

制度名			加入者数 (平成22年3月末) 〔本人〕 〔家族〕 千人	保険給付				財源		
				医療給付				現金給付	保険料率	国庫負担・補助
				一部負担	高額療養費制度、高額医療・介護合算制度		入院時食事療養費			
健康保険	一般被用者	協会けんぽ	全国健康保険協会	34,828 〔19,517〕 〔15,311〕	(高額療養費制度) ・自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 150,000円+(医療費-500,000円)×1% (一般) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (低所得者) 35,400円 (70歳以上75歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+(医療費-267,000円)×1%、 外来(個人ごと) 44,400円 (一般(※)) 62,100円、外来(個人ごと) 24,600円 (低所得者) 24,600円、外来(個人ごと) 8,000円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円、外来(個人ごと) 8,000円 義務教育就学後から70歳未満 3割 義務教育就学前 2割 70歳以上75歳未満2割(※) (現役並み所得者 3割) (※)70歳以上75歳未満の者については、平成20年4月から平成24年3月までの間1割に据え置く ・世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 ・多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者) (上位所得者) 83,400円 (一般) 44,400円 (低所得者) 24,600円 (70歳以上の現役並み所得者及び一般(※)) 44,400円 ・長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円 (ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額20,000円) (※)70歳以上75歳未満の一般所得区分の者については、平成20年4月から平成24年3月までの間、自己負担限度額を44,400円(外来12,000円)に据え置くことから、多数該当の負担軽減措置はない。 (高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。	(食事療養標準負担額) ・一般 1食につき 260円 ・低所得者 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円 ・特に所得の低い低所得者 1食につき 100円	(生活療養標準負担額) ・一般(I) 1食につき 460円 +1日につき 320円 ・一般(II) 1食につき 420円 +1日につき 320円 ・低所得者 1食につき 210円 +1日につき 320円 ・特に所得の低い低所得者 1食につき 130円 +1日につき 320円 ※療養病床に入院する65歳以上の方が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者の負担は食事療養標準負担額と同額	・傷病手当金 ・出産育児一時金 等	9.50% (全国平均)	給付費の16.4%(後期高齢者支援金分16.4%)
		組合	健康保険組合 1,473	29,951 〔15,722〕 〔14,228〕				同上 (附加給付あり)	各健康保険組合によって異なる	定額(予算補助)
	健康保険法第3条第2項被保険者	全国健康保険協会	17 〔11〕 〔6〕	同上				1級日額 360円 11級 3,070円	給付費の16.4%(後期高齢者支援金分16.4%)	
船員保険			全国健康保険協会	141 〔61〕 〔80〕 (平成21年3月末)	同上	9.25% (疾病保険料率)	定額			
各種共済	国家公務員	20共済組合	9,118 〔4,465〕 〔4,653〕 (平成21年3月末)	同上	同上	同上	なし			
	地方公務員等	62共済組合								
	私学教職員	1事業団								
国民健康保険	農業者 自営業者等	市町村 1,723	39,098 市町村 35,665 国保組合 3,433	同上	同上	同上	給付費等の43%			
		国保組合 165					給付費等の32%～55%			
	被用者保険の退職者	市町村 1,723		同上	同上	同上	世帯毎に応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)を賦課 保険者によって賦課算定方式は多少異なる なし			
後期高齢者医療制度			[運営主体] 後期高齢者医療 広域連合 47	13,894	1割 (現役並み所得者 3割)	自己負担限度額 (現役並み所得者) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% 44,400円 (多数該当の場合) 44,400円 (一般) 44,400円 (低所得者) 24,600円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円 12,000円 8,000円 8,000円	同上	同上 ただし、 ・高齢福祉年金受給者 1食につき 100円	葬祭費 等 各広域連合によって 定めた被保険者均等 割額と所得割率に よって算定されてい る ・保険料 約10% ・支援金 約40% ・公費 約50% (公費の内訳) 国：都道府県：市 町村 4：1：1	

(注1) 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。

(注2) 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者。ただし収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く。

上位所得者は、月収53万円以上(国民健康保険においては世帯内すべての加入者の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。

(注3) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並とする。

(注4) 加入者数は船員保険と各種共済を除き速報値である。また、四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。

(注5) 全国健康保険協会(一般被用者及び健康保険法第3条第2項被保険者)に対する国庫補助率は、平成22年7月から平成24年度までは、給付費の16.4%